

札幌市営霊園・墓地の歴史①



市営霊園

札幌市には公園式墓地の3霊園があります。

名称	開設年月	総区画数
平岸霊園	昭和16年8月	12,577
里塚霊園	昭和41年6月	26,573
手稲平和霊園	昭和48年8月	2,962

▶空き区画が一定数溜まった場合、不定期で再公募を実施



旧設墓地

17ヶ所ある旧設墓地は、札幌開拓の時代、当時の入植者のための墓地として開設されたものです。



▶代々継承していく方のみ使用可（新規募集なし）

札幌市の墓地の変遷

	明治				大正	昭和						平成		令和	
	10	20	30	40	10	10	20	30	40	50	60	10	20		
	各地域で自主的に墓地造成					市が墓地造成、供給						民間が墓地供給			
市営霊園						<ul style="list-style-type: none"> 平岸霊苑開設【S16.8】 平岸霊園納骨堂設置【S41.8】 里塚霊園開設【S41.6】 手稲平和霊園開設【S48.8】 						<ul style="list-style-type: none"> 合同納骨塚設置【S63.8】 管理事務所建替【S63.12】 合同納骨塚増設【H4】 合同納骨塚増設【H26】 			
旧設墓地	<ul style="list-style-type: none"> 暁野（あけしの）墓地開設【M4】 (以降、各地で墓地開設) 					(以降、各墓地から平岸霊園に移転・統合)						<ul style="list-style-type: none"> 豊平墓地廃止【H8】 			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 墓地及埋葬取締規則等制定（国）【M17】 					<ul style="list-style-type: none"> 墓地・埋葬等に関する法律制定（国）【S23】 						<ul style="list-style-type: none"> 墓地供給方針決定【S52.12】 墓地供給を民間に移行 			

現在は主な墓地供給を民間に移行しています。



札幌市営霊園ってどこにあるのかしら？



札幌市は3つの霊園を運営しております。

市営霊園（3霊園）

平岸霊園

「平岸霊園」は、明治期に開設された既設墓地（山鼻、円山、豊平）では需要を満たすことができなくなったため、昭和10年に新霊園の建設計画が策定され、東京都の「多摩霊園」をモデルに清興典雅の美趣をこらすことを旨とし、昭和16年に開設されました。

戦前戦後の混乱により幾多の曲折を余儀なくされましたが、昭和39年に造成工事が完了し、管理事務所を現在の場所に建設しました。

また、昭和63年8月、無縁遺骨等及び埋蔵を希望する市民向けの施設として合同納骨塚の新設・運用を開始したところ、利用希望者の増加により飽和状態となったため、平成26年12月に増設しました。

所在地：札幌市豊平区平岸5条15丁目
管理事務所：011-831-6980
開設年月日：昭和16年8月14日
面積：276,939㎡
墓所区画数：12,577区画



里塚霊園

「里塚霊園」は、昭和38年に「都市計画墓地」として計画され、その概要は20カ年で25,000区画の墓所を造成し、完了時の面積は717,410㎡としていました。

昭和41年に建設され、同年に第1回目の使用者公募を行い、以来、毎年順調に造成及び公募等続け、昭和59年6月には最終の公募を終え、合計24,341区画の使用許可を実施しました。

なお、昭和61年4月には、豊平墓地からの移転区画を決める最終抽選会が行われ、同年度をもって里塚霊園すべての区画の許可が終了しました。

所在地：札幌市清田区里塚468番地
管理事務所：011-881-2110
(開所期間4/1～11/30)
開設年月日：昭和41年6月1日
面積：670,479㎡
墓所区画数：26,573区画

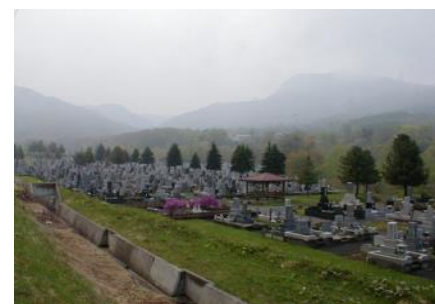


手稲平和霊園

「手稲平和霊園」は、公園式墓地としてすでに開設されていた「平岸霊園」及び「里塚霊園」が市の南東部に集中しているため、西方面の市民の利便性を考慮し昭和45年に建設計画が策定されました。

その後、一部住民より反対があったため、調整のうえ昭和48年から造成を行い、同年に開設されました。また、昭和49年6月には西野墓地から同霊園へ移転改葬されており、移転由来碑も建設されています。

所在地：札幌市西区平和387番地
管理事務所：011-663-2172
(開所期間4/21～10/20)
開設年月日：昭和48年8月
面積：78,695㎡
墓所区画数：2,962区画





札幌市営霊園・旧設墓地における無縁墓の増加



無縁墓が増えるとどうなるんだい？
何か困った状況になるのかなあ。



お墓を管理する人がいなくなると適切な清掃や管理が行われません。
これにより、墓地区画の再利用の妨げになるほか、霊園等の管理や
景観に悪影響を及ぼします。



市営霊園・旧設墓地における無縁化が疑われる墓



お、お墓が
かわいそうじゃっ！



対策を講じなければ、今後も無縁墓が増加していく状況です。



無縁墓を抑制する対策は何かないのかしら？

札幌市は縁故者確認のため戸籍調査を実施しております。
また、市営霊園及び旧設墓地の使用者様におかれましては、
使用者の変更や住所等連絡先が変更になった際に、速やかにお手続き
していただくだけで、無縁墓の抑制につながります。



使用者がきちんと手続きすることで、無縁墓対策につながるのね！
でも、手続き方法がわからないわ？

手続きは、事柄によって必要書類が違います。
詳しくは次のパネルをご覧ください。





市営霊園及び旧設墓地に関する手続き



市営霊園や旧設墓地の手続きって、どんなときに行うんだい？

このような場合に必要書類を揃えたうえ、手続き願います。

ア 使用者が亡くなった場合 【相 続】

イ 住所を変更した場合 【住所変更】

ウ 墓地使用者を他の親族に変更したい 【譲 渡】

エ 墓地使用許可証を紛失した 【再 交 付】

他にも「オ お墓に納骨したい【埋蔵】」、「カ お墓が不要になった【返還】」等の手続きがございます。



手続きはどこで行うんだい？

手続きの窓口は、使用している霊園（又は墓地）で窓口が異なります。

- 各市営霊園使用者の手続き窓口
札幌市保健福祉局施設管理課・使用している霊園の管理事務所
- 各旧設墓地使用者の手続き窓口
札幌市保健福祉局施設管理課のみ

お手続きの際は、下表の窓口までご連絡願います。



相談・手続き窓口	住 所	休 日	開所時間
札幌市保健福祉局 ウェルネス推進部施設管理課 Tel.011-211-3525	〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階	土・日・祝 年末年始 (12/29~1/3)	8時45分~ 17時15分
平岸霊園管理事務所 Tel.011-831-6980	〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条15丁目	土・日・祝 年末年始 (12/29~1/3)	8時45分~ 17時15分
里塚霊園管理事務所 Tel.011-881-2110	〒004-0809 札幌市清田区里塚468	土・日・祝 12/1~3/31	8時45分~ 17時15分
手稲平和霊園管理事務所 Tel.011-663-2172	〒063-0029 札幌市西区平和387	土・日・祝 10/21~4/20	9時15分~ 16時00分

- 手稲平和霊園では上記のうち「イ住所変更」「オ埋蔵」「カ返還」の手続きのみとなります。
- 旧設墓地に係る手続きは各霊園管理事務所では行えませんので、札幌市保健福祉局施設管理課にお越しくください。



わしは里塚霊園を使用しているから、
「札幌市保健福祉局施設管理課」と「里塚霊園管理事務所」
で手続きができるというわけじゃな。
近い将来、子どもへの譲渡を考えてるから相談してみよう！

市営霊園の現状



建物・設備の老朽化

市営の3霊園は開設から50年以上が経過しており、管理事務所や園路、階段、手すり、雨水桝等のさまざまな構築物の老朽化が進んでいます。また、バリアフリー化が進んでいないという問題もあります。



▲手すりのない階段



▲老朽化した階段



▲里塚霊園管理事務所(昭和46年建築)



▲バリアフリー化されていない入口

維持管理経費の増加と資金難

市営霊園では、墓地使用許可時に墓地使用料(永代)と共用部分の清掃手数料(20年分)を一括徴収し、それらを「霊園基金」として積み立て、基金の資金運用により得た利益(運用益)により園路補修や草刈清掃、樹木の伐採等を行っております。(清掃手数料の直近の料金改定はH7年度)
しかしながら、近年の低金利による運用益の減少や、老朽化による維持管理費の増加のため、原資である基金を取り崩しながら維持管理しています。また、清掃手数料の追加徴収制度がありません。

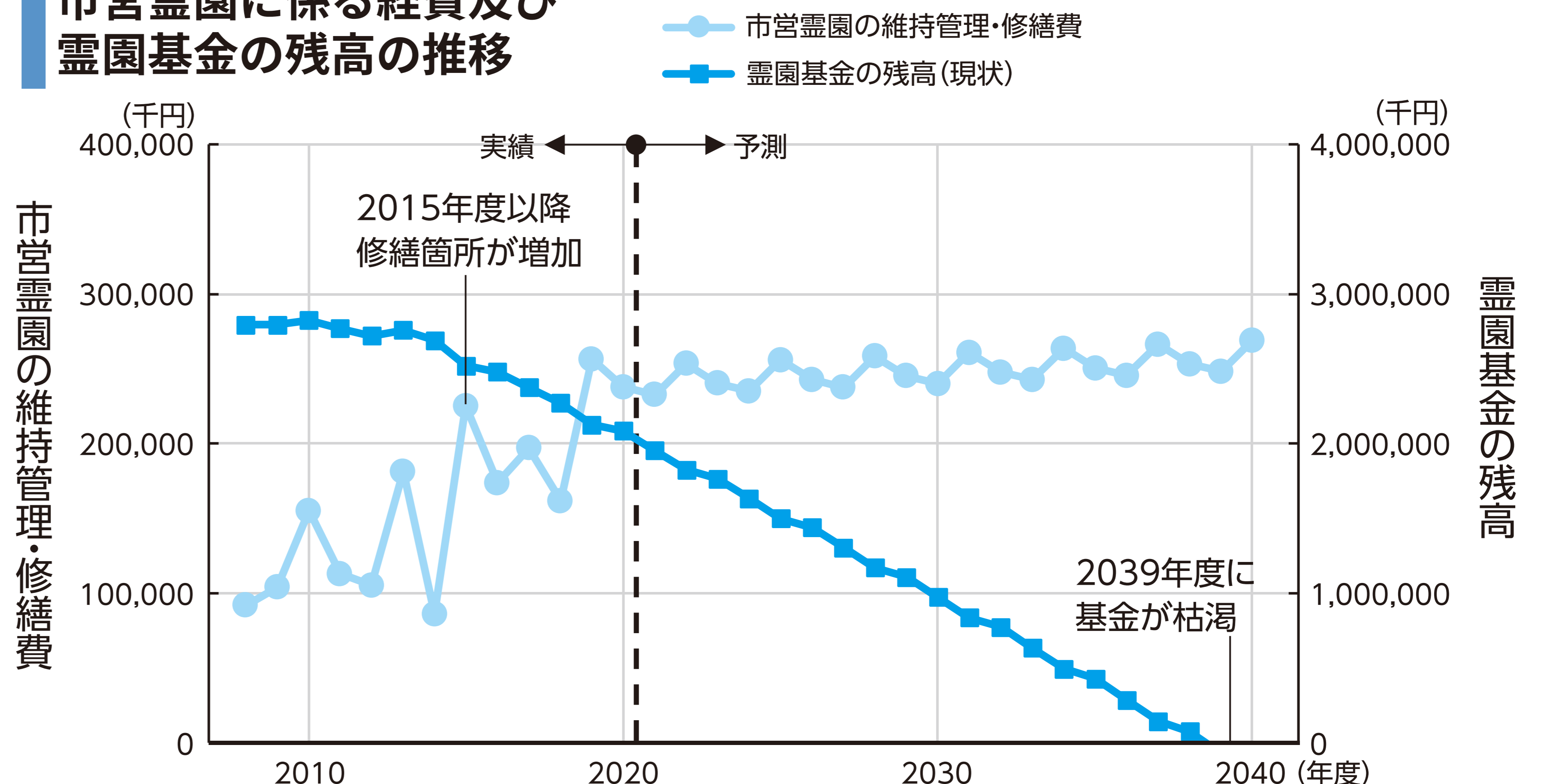
項目	説明	現状	参考：R6年度予算
運営管理費	草刈、清掃、除雪、お盆対応、光熱水費等の運営に係る経費	年間約8千万～1億円程度	約97百万円
墓地整備費	樹木の伐採や園路の修繕等の整備に係る経費	年間約8千万～1億円程度	約79百万円
人件費	霊園管理に係る職員費	年間約5千万円程度	約51百万円

<10年前>
約88百万円
約9百万円

墓地使用料・清掃手数料の額(4㎡の場合)

墓地使用料(永代)	204,800円
清掃手数料(20年分)	103,200円 (1,290円/㎡/年)

市営霊園に係る経費及び霊園基金の残高の推移

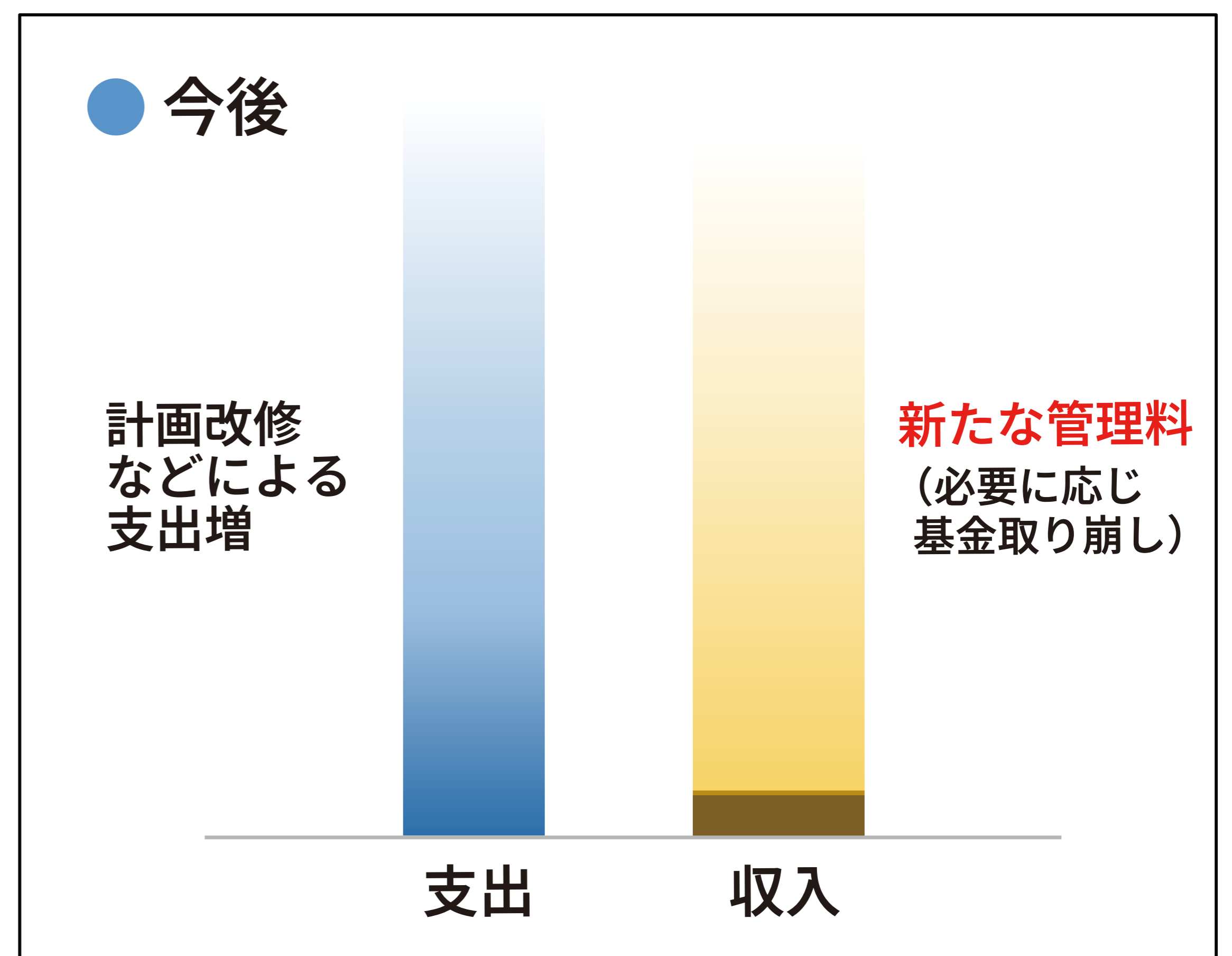
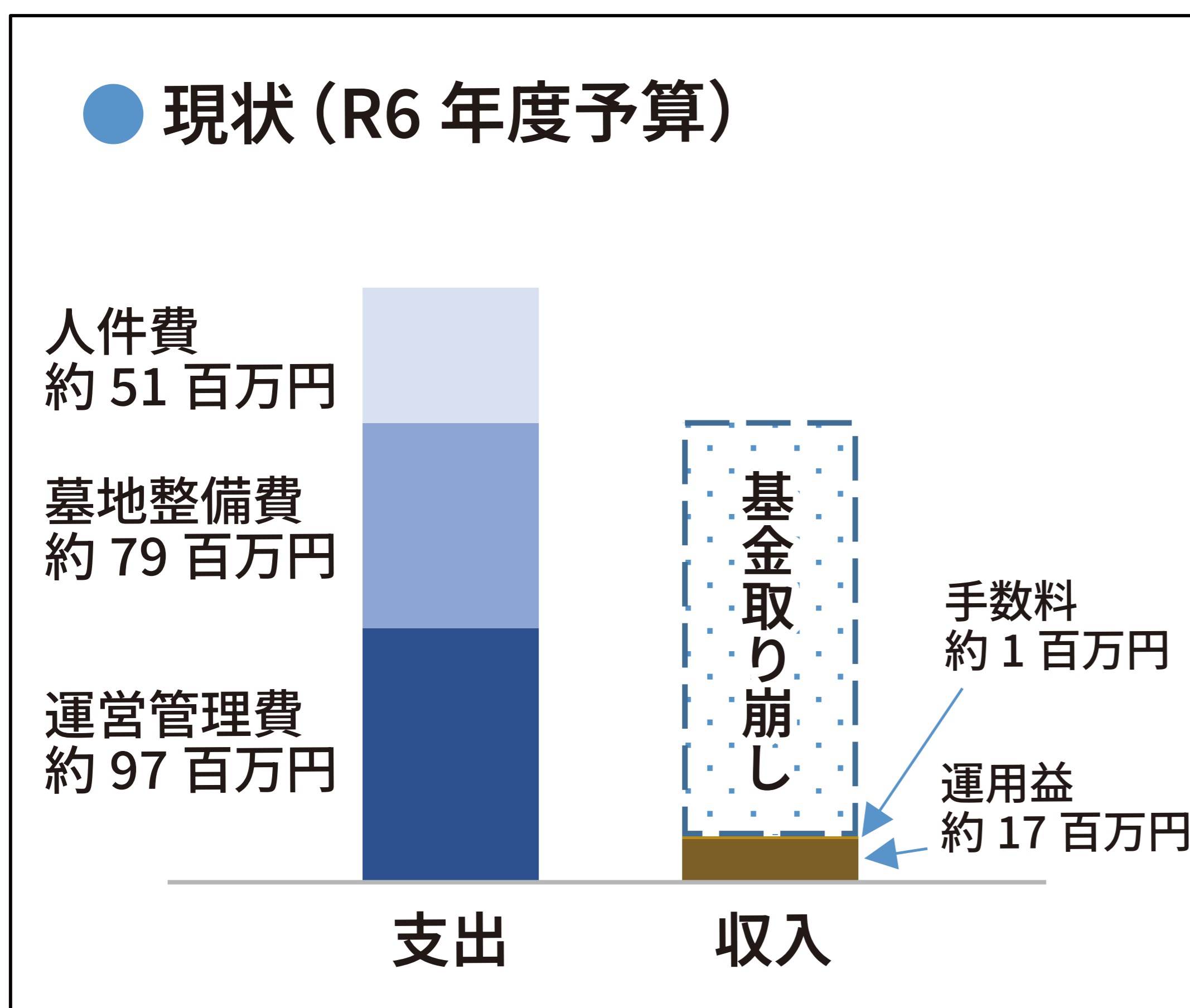


このままの水準で毎年の維持管理や修繕等を継続した場合、令和21年度(2039年度)には基金が枯渇する見通し

市営霊園の新たな管理料制度



新たな霊園管理料制度の方向性



新たな管理料の料金水準の考え方

霊園の維持管理は、現状、不具合が生じた際に修繕する「事後保全」での対応が主となっていますが、今後は安全かつ快適に墓参できるよう、「予防保全」やバリアフリー化など計画的に改修を進める必要があります。

そのため、計画改修を含めた運営費用を負担していただきますが、極力過度な負担にならないよう、現在の清掃手数料に物件費や人件費高騰分を勘案して検討します。

現状の清掃手数料【年換算】

5,160円(4㎡区画) ~ 20,640円(16㎡区画)
平均約 7,700円 / 区画

※市営霊園は、緑地としての役割を持つほか利用者以外の方も散策できる場となっているため、必ずしも維持管理費用の全額を受益者負担とはしない方向で検討します。

項目	現状の清掃手数料制度	新料金制度～現段階の考え方～
料金水準	25,800円 / ㎡ (20年分)	現在の清掃手数料を目安に検討 新規及び使用開始から20年以上経過した使用者から徴収
徴収頻度	一括徴収	1年ごと (無縁化抑制の観点から、使用者とのつながりを維持しやすい頻度で検討)
徴収単位	㎡単位	区画単位 (管理料は共用部分の維持管理に充てる費用という性質を踏まえて検討)
許可取消に係る滞納年数	—	3年程度 (管理料をお支払いいただいている方との公平性の観点から、滞納を防ぐ取組が必要)
減免	減免事例なし	生活困窮者への対応の必要性を検討 (「管理料が支払えない」という理由で墓じまいせざるを得ない状況をなるべく回避)